

カンボジア

主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国〔Kingdom of Cambodia〕
面積(km ²)	181,035
海岸線延長(km)	443
人口(百万人)	16.4
人口密度(人/km ²)	90.0
GDP(十億 US\$)	22.09
一人当り GDP(US\$)	1,342.90
主要鉱産物：鉱石	なし
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	鉱業エネルギー省 鉱物資源総局 (Ministry of Mines and Energy, General Department of Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会 (CDC)
鉱業法等	<p>鉱物資源の管理及び利用に関する法律 (Law on Mineral Resource Management and Exploitation, 2001 年)</p> <p>→ (2018 年一部改正)、</p> <p>鉱物資源探査許可及び産業鉱業許可の管理に係る省令規則 (Sub Decree on Management of Mineral Exploration and Industrial Mining Licenses, 2016 年)、</p> <p>鉱物資源に係る国家政策 2018-2028 (National Policy on Mineral Resources 2018-2028, 2018 年)</p>
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法(1994 年制定、2003 年改正)：鉱業にかかる外資規制なし
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	<p>環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996 年</p> <p>環境影響調査プロセスに関する政令, 1999 年</p> <p>水質汚濁の管理に関する政令, 1999 年</p> <p>固形廃棄物の管理に関する政令, 1999 年</p> <p>大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000 年</p> <p>森林法, 2002 年、自然保護地域に関する法律, 2008 年</p>
鉱業公社	非鉄金属に関する鉱業公社はない
鉱業活動中の民間企業	Angkor Gold(加)、Emerald Resources(豪)、Mekong Minerals(豪)、Geopacific Resources(豪)等 (民間団体：カンボジア鉱業探鉱会社協会 (CAMEC))
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱物資源総局 (GDMR) は、2016 年以降、鉱業法や関連規則法令の改正・見直し等を行っている。
2018 年のトピックス	上記のとおり、鉱業政策の見直しを実施中のところ、2018 年 5 月に「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」を制定し、包括的な鉱業政策の方針を示した。

1. 鉱業一般概況

カンボジアはボーキサイト、鉄、マンガン、金、銅等の様々な鉱物の賦存が知られているが、2018年末時点で金属鉱物に関する鉱業活動で生産段階のものは、報告されていない。なお、鉱業エネルギー省は、2020年中には2か所の金鉱山（Phum Syarung、Okvau（下記表5-1参照））が生産を開始し、鉱業による政府収入が急増するとの見通しを示している。また、その後のさらなる増収、雇用創出効果にも期待しているところである。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) カンボジアの鉱業法及び環境規制

カンボジアでは、2001年7月に施行された「鉱物資源の管理及び利用に関する法律」（鉱業法）において、鉱物資源の探鉱権及び採掘権を含む6種類の鉱業権が規定されている。また、政令第8 ANKr. BK及び第113 ANKr. BKによって、鉱業権に関しては鉱業エネルギー省のGDMRが窓口となり、その中で採掘権取得にはカンボジア開発評議会（CDC）の承認が必要となっている。2012年より、GDMRは鉱業政策の見直しを進めているが、その中で、2016年5月には鉱物資源探査許可及び産業鉱業許可の管理に係る省令・規則を發布した。また、2018年5月には同法の効率的運用と鉱業界の紛争解決過程の簡素化を目的に、同法の改正を行った。この改正で、同法違反者のうち初犯者に対する処罰権限が裁判所から鉱業エネルギー省へ委譲され、また、違法行為がある場合に鉱物の生産・採掘を禁じることのできる権限を同省に与えたことから、軽微な違反に対する処罰が警告等だけでは済まされなくなり、これが同法の違反抑制につながるとされている。

一方、環境規制については、鉱業エネルギー省と環境省が2016年5月に新たな環境影響評価（EIA）規則に合意し、当該規則は両省合同の大臣令として發布された。この規則は、極めて小規模の鉱業活動に関する環境規制を緩和するものであった。具体的には、活動範囲が10haに満たない場合、環境保護宣誓書を環境省に提出するだけでよく、1ha未満の場合、州政府の監視のみとなった。鉱業活動の範囲が10～40haの場合は、環境影響調査の実施を必要とするが、操業の制限はないものとした。また、40ha以上の面積がある場合、あるいは「重大な環境影響を生ずると判断される」場合、鉱業許可取得の前に全EIA調査が必要となった。

(2) 鉱物資源の輸出（未加工鉱物資源の輸出禁止）

2005年1月31日付け政令第8 ANKr. BKの第2条において、「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されず、最終産物を作る国内の会社の需要を満たすために供給される。最終産物のみが海外への輸出を許可される」と規定されており、業界から問題視されている。

鉱業エネルギー省は、鉱種によっては技術的・経済的に製錬事業が現実的ではないことを認識し、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとし、現在のところ、製錬・精製を行ったもの、鉱物及び金属の半加工品、あるいは金属加工品であれば問題ないとしている。

また同省は2017年7月に、鉱物輸出の手続きの明確化と監視強化を目的とした新たな規則を発出した。新規則では、鉱物の輸出認可手続きについて、①鉱物の輸出免許を取得し、最大1年間の輸出計画を申請、②鉱山エネルギー省から輸出割当量の認可を取得、③財務経済省税務総局から出荷ごとの認可を取得する必要があると規定した。また輸出業者に対しては、輸出の10日前に税関が同意した輸出に関する文書の提出及び7日前に鉱山エネルギー省の検査を受けることを義務付けた。さらに、これらの違反者には3か月間の輸出申請停止などの罰則を科すことも規定した。

(3) 「鉱物資源に係る国家政策2018-2028」の制定

政府は2018年5月、「鉱物資源に係る国家政策2018-2028」を制定した。本政策のビジョンは、「資源管理及び環境への責任を考慮した経済的・社会的利益のための鉱物資源開発」である。国家としての本政策の目標は、①持続可能な鉱物資源の開発・管理、②人々と地域社会の利益の創出、③インフラ開

発と建設事業への原料の供給、④国家のための新しい財源の創出の4点。この目標を達成するために、①鉱物資源の管理・開発における公的機関の関与の強化、②持続可能で責任ある鉱物採掘の促進、③鉱物資源とコミュニティの発展、④零細・小規模の鉱物採掘の発展、⑤鉱物資源の輸出促進、の5点の目的が設定されている。そして、これら目的をそれぞれブレイクダウンした各分野について、アクションプランが設定されている。

上記の目的のうち、「①鉱物資源の管理・開発における公的機関の関与の強化」におけるアクションプランの1つである「投資のプロモーション」や、「⑤鉱物資源の輸出促進」における同プランである「高付加価値の鉱物製品の輸出」が注目される。「投資のプロモーション」においては、信頼される投資機会を創り出し、国内・外国の区別なく投資を促進し鉱物資源の開発に資することとしており、投資家へのデータ提供の整備、探鉱から採掘へのライセンスの一貫性の保障、安定的な収益を維持できるような税制等の制定等を盛り込んでいる。また、「高付加価値の鉱物製品の輸出」においては、輸出前の鉱物から中間製品等への加工の奨励、戦略的な鉱物製品輸出のための需要予測・価格の定期的な分析、生産性改善への研究開発等を盛り込んでいる。その他、鉱業活動への投資として、インフラ建設材料としての砕石・砂利・砂・ラテライト、国内工場へ供給する石灰岩、そして鉄、金、石炭、シリカの採掘に注力することも規定している。

なお、「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」は包括的な政策方針となっており、今後継続される鉱業政策見直しの中で、政府が具体的にどのように反映させていくかは注視が必要である。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

データなし

(2) 主要金属地金生産量

データなし

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出量

データなし

(5) 主要金属輸入量

データなし

4. 鉱山・製錬所状況

鉱山・製錬所ともになし

5. 探鉱状況

表 5-1. 主なカンボジア探鉱プロジェクト一覧

プロジェクト名	権益所有企業	主要鉱種	備考
Phum Syarung	Angkor Gold、Mesco Gold	金	Construction Started
Khoan Nheak	Angkor Gold、Emerald Resources	金、銅	Reserves Development
Andong Meas	Angkor Gold	金、銅、モリブデン	Reserves Development
Banlung (Okalla)	Angkor Gold、Hommy 5 Resources	金、銅、モリブデン、銀	Reserves Development
Oyadao South (Halo)	Angkor Gold	金、銅、モリブデン、銀	Reserves Development
Okvau	Emerald Resources	金	Feasibility Complete

Snoul、Phnom Khtong	Emerald Resources、Mekong Minerals	金	Reserves Development
Kou Sa	Geopacific Resources	金、銀	Reserves Development

(出典：S&P Global、各社アニュアルレポート、各社ホームページ)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

実績なし

(2) 日本企業による投資状況等

JOGMEC は、2010 年よりカンボジア王国鉱工業エネルギー省（2016 年現在は省庁再編により鉱業エネルギー省）と金属資源を対象とした共同地質調査を行っている。

その共同地質調査において、2014 年から Stung Treng 州 Stung Treng 地域において、銅、亜鉛、モリブデンおよび金等を対象として調査を行い、2019 年 6 月 4 日、同地域で銅・亜鉛の鉱化帯を発見したと発表した。本成果については日鉄鉱業株式会社が引継ぎ、2019 年度からは同社と JOGMEC が共同で、環境影響評価、地質・地化学探査、物理探査、ボーリング調査等のさらに詳細な探査を開始している。

一方、鉱業エネルギー省と JOGMEC は覚書を締結し、Kompong Speu 州東部の Kompong Speu 地域において新たな鉱物資源探査を実施中である。実施期間は 1 年間、対象鉱種は、銅、鉛、亜鉛、錫、タンゲステン、金である。

7. その他トピックス

特になし

(2018. 12. 19 ジャカルタ事務所 南博志)